

環境福祉経済委員会記録

環境福祉経済委員会

委員長 笹井 琢

- 1 日 時 令和4年10月21日（金） 開始：13時28分 終了：14時37分
福祉保健部、経済部、建設部
- 2 場 所 光市役所大会議室1・2号
- 3 出席委員 大田 敏司、木村 信秀、笹井 琢、田邊 学、仲山 哲男、西崎 孝一、
早稲田真弓
- 4 事務局職員 市川 恵美
- 5 説明員
吉本副市長
福祉保健部 松村福祉保健部長、加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長、岡村福祉総務課長、
奥田福祉総務課地域福祉担当課長、温品子ども家庭課長
経済部 芳岡経済部長、西村経済部次長兼農林水産課長、萬治商工観光課長
建設部 酒向建設部長、松並建設部次長兼都市政策課長、山本道路河川課長
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他（傍聴） 報道1社

1 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①追加議案第52号 令和4年度光市一般会計補正予算(第5号)〔所管分〕

説 明：岡村福祉総務課長 ～別紙

質 疑：

○田邊委員

8ページ、通信運搬費が175万円、そして手数料が148万円、電算委託料として260万円、これ電力・ガス・食料品等の価格高騰緊急支援給付金給付事業に対する事務費としての大きな部分、このあたりを詳しく説明をお願いしたいと。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

皆さん、こんにちは。ただいま、田邊委員から、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金における通信運搬費、手数料、委託料の内容についての御質問を頂きました。

まず、通信運搬費でございます。こちらにつきましては、令和4年度非課税世帯に対する確認書、あるいはその確認書の返送用封筒、あるいは振込通知書の発送にかかる運搬費でございます。

それから、手数料でございますが、給付金につきましては、原則口座振込によることとされております。それに伴う振込手数料でございます。

それから、電算システム改修業務の委託料でございます。こちらの対象につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業の実施にあたりまして、基準日である令和4年9月30日における、令和4年度の課税状況に対応した基幹系の業務システムの改修を行うもので、令和4年度住民税非課税世帯の抽出と、台帳作成及び確認書の受付や給付、家計急変世帯の受付、給付を行うためのシステム改修を行うものでございます。

本事業の実施に当たりまして、必要となる費用として計上したものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

前に、地方創生臨時交付金で給付事業が行われたと思うんですけど、そのときのデータみたいなものは使えないという形なんですか。

また新たにそのシステムを改修で委託料として260万円が必要というところの説明をお願いします。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

田邊委員から再度御質問頂きました。これまで、令和3年度の住民税非課税世帯に対する給付金、それから令和4年度の住民税非課税世帯に対する給付金、2回の給付金に対するシステム改修を行っておりますが、それぞれ令和3年度の課税に対応した住民税非課税世帯の抽出、それから令和4年度の住民税非課税世帯の抽出、さらに、このときにおきましては、令和3年度で給付した世帯が対象とはなりませんので、それを除いた世帯の抽出というような形を行っております。

今回は、令和4年度における非課税世帯の抽出ということでございますので、新たに改修が必要となってまいります。

以上でございます。

○田邊委員

大体のところ理解をしました。国は実施金額の締切りをいつと通知しておられますか。9月議会最終日に補正を上げてきたということになりますと、国に提出する期限とか間近にあるとは思いますが、そのあたりをお願いします。

○岡村福祉総務課長

市のほうからこの事業の実施にかかる必要経費の国への提出の締切りが、10月31日までとされており、市民の方から確認書の提出の期限は1月31日でございます。

○田邊委員

今回、これが議決されて、1世帯5万円、6,500人という説明がありましたけど、先ほど、市としては、いつまでにそれを支払おうと考えておられますか。市民からの締切りが1月31日と言われましたけど、早急にしてもらいたいと思っておりますけど、市当局はどうお考えかというところをお願いします。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

給付金スケジュールでございます。具体的なものにつきましては、システム改修の進捗によるため、お答えは難しいんですけども、補正予算について御議決頂きましたら、できましたら11月下旬までに、各対象世帯に確認書をお送りさせていただき、年内に給付を開始したいと考えております。

給付世帯につきましては、窓口、郵送で申請を受けて、随時対応したいと思います。

以上でございます。

○田邊委員

前は郵送で書類が届いたわけですが、これまでもいろいろ補助金が行ったということでありまけど、この低所得者の方々の問合せ窓口みたいなものは、こういった形で、当局はお考えか。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

本給付金に関する問合せの窓口でございます。こちらにつきましては、専用の電話、あるいは窓口を設ける予定でございます。また、市役所にお電話頂いても、こちらに回させていただくことも可能です。福祉総務課でお答えをさせていただくことも可能と思っております。

以上でございます。

○田邊委員

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業のことは分かりました。続きまして、18歳までの児童1人に対して、1万円の商品券の件ですけど、これについては、電算システム委託料が100万円になっております。これは、先ほどのに比べて安いんですけど、これは何か理由があって安いわけですか。

○温品子ども家庭課長

こんにちは。田邊委員からの電算システムについての保守業務委託料についてのお尋ねについてお答え申し上げます。

このたび、提案させていただく商品券につきましては、対象者の皆様に12月1日からお使いいただけるよう、準備をしているところでございまして、電算システム構築委託料についても、業務を円滑に進めるために、必要な費用を積算をしたものでございます。

具体的に申し上げますと、商品券の業務に必要となる、対象となる、10月31日基準で18歳以下の方の抽出業務や金券の郵送となりますので、簡易書留の問合せ番号などの追跡データなどの構築、そしてこれらの業務にかかる人件費として、見積徴取した上で、計上しているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。対象者7,200人に対しては、問合せ窓口などは用意しておられるんですか。

○温品子ども家庭課長

問合せについてのお尋ねを頂きました。先ほど申しましたように、12月1日からお使いいただけるよう準備する現段階におきましては、子ども家庭課もしくは換金業務のほうをお願いする商工会議所の両方で問合せができるよう、準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

12月1日から使えるというんで、もう日にちが短いというところで、大変忙しいとは思いますが、国費でもってこんなものができるということで、ぜひとも早急にお知らせして、使えるようにお願いします。

先ほどの5万円のほうについてもお願いいたします。

以上です。

○早稲田委員

コロナ克福商品券の期限はいつまで使用可能なのか、教えてください。

○温品子ども家庭課長

早稲田委員の商品券の使用期間についてのお尋ねについて、お答えいたします。

このたびの商品券は、現在展開しております光市コロナ克福商品券の事業の仕組みを使いまして、物価高騰の影響を受けている18歳以下の子どもたちを応援しようとするものでございます。

したがって、市民の混乱等を防ぐことなどを考えまして、終期は今展開している光市コロナ克福商品券と同じ、来年1月31日までとする予定としております。

以上でございます。

○早稲田委員

現在使われている商品券と同じ1月31日までということで、こちらの商品券は、世帯の収入の所得制限とかは一切関係なく実施されるのでしょうか。

○温品子ども家庭課長

対象者の所得制限についてのお尋ねについてお答え申し上げます。

委員仰せのとおり、所得制限は設けず、18歳以下の子どもたちを支援させてい

ただきます。

以上でございます。

○大田委員

この商品券のところでお聞きしたいんですが、通信運搬費と商品券の封入の業務委託料、これ市のほうが全部配布されるわけですよね。

○温品子ども家庭課長

まず、通信運搬費等換金業務委託についてのお尋ねを頂きましたが、通信運搬費、この部分につきましては、対象者7,200人ごとに市から簡易書留で郵送させていただくこととしております。

それから、封入・封緘業務委託料につきましては、商品券などを入れる封筒の中に商品券や案内文書、添付資料等の封入を委託するものです。

○大田委員

発送やは市のほうからで、商品券換金業務委託料が7,610万円というのは、商工会議所で換金業務はやるということで間違いないですね。

○温品子ども家庭課長

商品券換金業務委託料についてのお尋ねでございます。委員おっしゃるとおり、商工会議所に委託して実施することとしております。

以上でございます。

○大田委員

そうなりますと、今、経済部でやっている1万円の換金業務委託料と、子育て世帯応援分の換金委託料は、全部、商工会議所がやるということで間違いないですね。

○温品子ども家庭課長

商工会議所に委託する業務についてのお尋ねでございます。委員、今言われましたように、経済部が今展開しております、光市コロナ克福商品券業務と、それに加えて、私どもの子ども・子育て世帯応援分として、商工会議所に業務を委託ということでございます。

以上でございます。

○大田委員

7,200人分の1万円だったら、410万円が商工会議所へ事務委託料ということになると思うんです。経済部も5億650万円で、650万円分が事務の委託料なんです。

部数は違うけど、同じ換金業務においては、全部商工会議所で行うわけです。ということは、何ぼ、国から100%いうても、同じところで、同じ換金業務を行うんだったら、価格がというのが、どうかなと思うんですが、執行部はどう思っているんですか。

○温品子ども家庭課長

今の予算計上額、委託料についてお尋ねでございます。先ほど申し上げましたとおり、限られた時間の中で準備を進めています。

そうした中で、いかに円滑にお届けし、お使いいただけるか、事業ができるかという観点で予算の計上をしていただいているところでございます。

このたび、私どものほうから商工会議所に委託する業務を何点か具体的に御紹介させていただきますと、非常にタイトなスケジュールとなりますので、行政側負担を軽減させるために、現行の商品券とこのたびの子育て世帯応援分の商品券の仕分け業務、それから取扱店舗が混乱しないようするための周知、説明、協力店、こういったものの関係の業務。

それから、7,200人分、1,000円の10枚つづりでございますので、7万2,000枚程度の使っていただいた、換金業務などにかかる人件費に、印刷や郵送料などを、予算計上したところでございます。

○大田委員

分からんでもないんですが、随分高いんです。全く同じ業務で、ただ、その向こうから来た1万円の商品券、あれの仕分けだけが違うわけです。こちら全部同じです。

ということになると、同じ業務を考えると、一緒の業務でやるから、国から来たから、それでいいかも分かりませんが、市からもし出るとなると、同じ業務するんだったら、どうにかというのが考えられるんです。そこまで支払わんでも、同じ業務やから、手数料分をという考えになると思うんですが、そのところはどいう考えておられる。

○温品子ども家庭課長

予算計上についてのお尋ねを頂きました。今、委員から同じ業務の中での経費節減のお考えだとは思いますが、ここで簡単に整理させていただきまして、現在の経済部が商工会議所をお願いしている業務を簡単に御説明させていただきます

ますと、取扱い店舗から、共通券と小規模用の2種類を分けられた状態で、商品券を商工会議所が受け取りまして、枚数の確認を行って、金融機関を通して店舗にお金を振り込む、いうのをやっております。

現行の商品券とこのたび新たにお願いする応援分の商品券と仕分け作業というものでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げたように、店舗から現行の経済部がやっている商品券とともに、子育て応援分がセットになった状態で提出された商品券を商工会議所のほうで一旦ほどいていただいて、経済部所管分と子育て応援分に改めて手作業で仕分けをしていただくという作業を、今回新たにお願いするところでございます。

したがいまして、仕分けの想定枚数でございますが、現行事業の50万枚のうち、12月以降に使われている分と、このたびの子育て世帯応援分の7万枚を合わせたものを、手作業で仕分けさせていただく、こういった業務がございますことから、先ほどから申し上げておりますが、事業は円滑に進めたい、何が必要かという観点で、このたび予算を計算させていただいたところでございます。

以上でございます。

○大田委員

だから、入ってきたクーポン券の仕分けされるんでしょう。お金払うのも、全部これは子育て、これはこの前の1万円だった分、全部これ分けて払うんですか、そうじゃないでしょう。全部一緒に払われて、この先ほど委託の仕分けを、手分けですということでしょう。

○温品子ども家庭課長

仕分け作業はおっしゃるとおり、1個、1個手作業で仕分けするものでございます。

以上でございます。

○大田委員

だから、今回は、国から100%来たから、それであれでしょうが、でも国もやっぱり限られた予算、これがもし市の予算でやったら、もっと新しいこと、作業するんだから、その前にもう少し、一緒の作業だから、合わせて300万円になろうかいうような、するのが当たり前だろうと、私は思っているんです。

国から来たから、それで出したらいいだろうという、ちょっと考えもんではないかなと思って、御質問させてもらいました。今後もそういうような考えでもって、今後も皆さん方のそういう考えでもって、今後もやってもらいたいと思っていますので、よろしく申し上げます。

○早稲田委員

質問させていただきます。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業の中で、時間外勤務手当が計上されているんですけど、時間外にしないといけないぐらい、時間が切迫しているということなのか、もう一つ、社会保険料というのは、どういうことなのか、説明を願いたいと思います。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

まず、時間外勤務手当についてのお尋ねでございます。こちらにつきましては、職員3人について時間外勤務を計上しているところでございます。これまでの非課税給付に対する給付におきましても、相当の時間外勤務をしておりますので、時間外勤務手当につきましても、要求をさせていただいたところでございます。

それから、社会保険料でございますが、会計年度任用職員を3月まで延長しますので、この会計年度任用職員の社会保険料でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

時間外手当は職員分ということと、社会保険料については、会計年度任用職員を3月まで延長するというので、確認ができました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

2 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①追加議案第52号 令和4年度光市一般会計補正予算（第5号）〔所管分〕

説 明：○西村経済部次長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

8ページの耕地災害の機械器具借上料等500万円と海岸保全のほうの機械器具借上料等200万円、詳しい説明をお願いしたいというところです。

○西村経済部次長

まず、耕地災害復旧費の機械器具借上料等500万円は、農道の路肩補修2件、水路の護岸補修1件、そして周南広域農道の倒竹撤去1件、それと農道管補修1件、この5件を500万円で実施するものです。

次に、現年度海岸保全施設等災害復旧費の市単事業の機械器具借上料等200万円は、室積松原海岸で令和3年度に応急対策として設置した大型土嚢の階段が、今回の台風14号で被災したために、復旧するものです。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。5件の機器借上げというところなんですけど、公共工事の場合は、業者は経営事項審査に極力、審査事項に上げたいという希望がありますんで、この機械器具借上げでは、なかなか経営事項審査にポイントされないというところで、早急にやるのはこういうのが多いんですけど、極力、業者のためには、経営事項審査のポイントにつくよう、工事みたいな形のやりようで行っていたきたいなというのが、私の希望です。今後お願いいたします。終わります。

○早稲田委員

災害復旧測量設計等委託料、台風14号で農地に影響が出たんですけども、どの地域の農地で、そこでできていた作物といますか、どんなものの被害なんでしょうか。

○西村経済部次長

災害復旧測量設計等委託料の内容について、場所は、周南広域農道のトンネルを抜けた先の農地になります。作物は水稻です。

以上でございます。

○早稲田委員

設計に係る委託料ということのみで、そちらの水稻の被害について、何か補償とかというのは、特にないのでしょうか。

○西村経済部次長

災害復旧工事ですので、補償は発生しません。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。早い復旧をよろしく申し上げます。

○大田委員

先ほどから、台風14号の豪雨の影響、いろいろ言われたんですが、どの程度豪雨がきたのか、教えてもらいたんですが。

○西村経済部次長

台風の雨の状況は、9月18日から9月19日にかけて、累積230mm、時間最大28mmが記録されました。

以上でございます。

○大田委員

時間28mmで230mm、結構やっぱり降ったんですね。

それで、8ページの災害復旧測量設計等委託料は、何か国庫補助金のものかなど、説明があったと思うんですが、今後の進め方はどのようにされるのか、示してください。

○西村経済部次長

国庫補助金を受けるためには、災害発生後2か月以内に申請を行い、災害査定を受検する必要があります。こうした査定資料の作成に必要な測量設計を行うため、災害復旧測量設計等設計委託料100万円、トータルで補正予算として640万円を計上しております。

補正予算の御承認を頂きましたら、直ちにこれらの作業を進めていくこととなります。その後、国の災害査定の結果などを踏まえ、対応を検討してまいります。

いずれにしても、農業に携わる方々に、できる限り速やかな対応を心がけ、進めてまいります。

以上でございます。

○大田委員

2か月以内に災害査定をしなくちゃいけないから、このたびの補正予算で上げた、それで国のほうに申請書持って行って、国庫補助事業するためにやると、それとその下の、先ほどから説明されていたんですが、ちょっとよく理解できなかったんで、現年度海岸保全対策災害復旧についてで、台風14号の影響で、海岸侵食にかかる応急対策、海岸とか被災されとる説明があったと思うんですが、よ

く聞き取れなかったんですが、どのような計画なのかもう一遍教えてください。

○西村経済部次長

台風14号による海岸線の被害は、室積海岸松原地区で、台風や波浪等の影響によって、海岸侵食による浜崖が発生しています。このことから背後地で生活している地元住民の安全安心を確保するため、令和3年度に、海岸の侵食及び浜崖の後退防止を図る応急対策工事として、大型土嚢積みの階段を設置しているところですが、このたびの台風14号により被災した大型土嚢積み階段は、地域住民等が安全に利用するためのものであることから、このたび補正対応により復旧を行うものです。

以上でございます。

○大田委員

そのための機械器具借上料を200万円上げちゃったと、機械器具借上料だけ。手作業はいらんのですか、手作業。作業員やらがおって手作業で設置やらするんじゃないかと思うんですが、そこんこの費用が載ってないんですが。

○西村経済部次長

機械器具借上料は、コテとバックホーなどで、傾いた大型土嚢をおこすなど軽微なもので、その経費の中で対応していただくものでございます。

○大田委員

分かりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

3 建設部関係分

①追加議案第52号 令和4年度光市一般会計補正予算（第5号）〔所管分〕

説 明：○山本道路河川課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

災害復旧測量設計等委託料、上のほうの市道室積19号線や田布施川4か所な
んですけれども、それぞれの金額の内訳を教えてください。

○山本道路河川課長

災害復旧測量設計等委託料の内訳ということでございますが、これは4件ご
ざいまして、市道の災害が2件、普通河川の災害が2件でございます。市道の災
害1件目は、室積中学校の北東部にありますが、市道室積19号線の道路下側の道
台のり面が被災したもので、測量設計費として550万円見込んでおります。

市道の災害2件目は、大字岩田の市道森ヶ迫線で、隣接する水路の石積み護岸
が被災したもので、測量設計費用として100万円を見込んでおります。

普通河川の災害2件は、いずれも大字塩田の県道光日積線と、県道佐田中田布
施線の交差点から上流部の佐田地区の普通河川、田布施川の護岸2か所が被災
した2件でございます。

これの設計費として合計300万円を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

全部で4件ということで、それぞれの内訳をお伺しました。このページの一番
下のところ、機械器具借上料等のところの土砂災害等解決するための器具、どち
らの公園というところか教えてください。

○松並建設部次長

現年度都市施設災害復旧費のうち機械器具借上料の150万円につきましては、
浅江の大蔵池公園で、土砂が流出しましたので、これの除却のために建設重機等
を借り上げようとするものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

浅江の大蔵池公園ということで、これはやはり台風14号の影響での災害なの
でしょうか。

○松並建設部次長

さようでございます。

○大田委員

大蔵池公園被災を受け、委託料と借上料は2つ一緒のところですか。

○松並建設部次長

その他公共施設災害復旧費の災害復旧測量設計等委託料150万円は、先ほど課長から説明申し上げましたように、室積みたらい公園の木製灯籠台にかかる設計料でございます。

以上でございます。

○大田委員

みたらい公園の木製の灯籠台、木製のあれで150万円も、設計委託で。

○松並建設部次長

これは平成3年に建造した木造の高さ4m程度ある灯籠台でございます。県内ではもっとも古いとされておりましたものを復元したものであり、台風14号の暴風で、側面の一部が剥がれ飛ばされました。この復旧に係る設計をこのたびお願いしようとするものでございます。

○大田委員

それが、そんなに大きなもんなんですか。

○松並建設部次長

地上からの燈籠自体の高さは約4mございまして、その4面のうち1面が暴風で飛ばされたわけですが、飛ばされた部分の寸法は高さが約2m、幅が最大約2mでございます。

以上でございます。

○大田委員

だから、高さが4m、飛ばされたのが高さ2mなんでしょう。

要するに、これの奥行きが3m程度でも同じ、あれが4mと四方形か、五角形か三角形か円形とかなんでしょう。

○松並建設部次長

おおよその寸法でございますが、3m四方の大きさでございます。

以上でございます。

○大田委員

それで、その3m四方で、4mとか2mのところがあって、2mのところが壊れ

たから、その設計委託料が150万円。

○松並建設部次長

木製の構造をしておりまして、建設当時、宮大工の方をお願いするような、木造在来工法といった構造でございますので、設計は、見積りをお願いした結果でございます。

○大田委員

木製の灯籠が、その1つ分がこれだけ。

○松並建設部次長

基礎の部分は、石造りでございまして、飛ばされた部分は側面にある木造の構造です。

以上でございます。

○大田委員

その灯籠の木材を変えるために、設計委託に頼む、当然工事費というのは、3,000万円から500万円ぐらいかかるということね。

○松並建設部次長

工事費につきましては、設計を終えてから算定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

今の灯籠なんですけど、復元するという考え方で当局はおられるんでしょうけれど、台風によって、強風に耐えられるような、今後形とかという考えはあるわけなんですか。

年度は古いんですけど、今後その設計において、台風、強風に何らかの形で耐えられるような形をとってもらいたいと、また台風が来て、直して、また壊れたというんだったら、毎回、この予算が全く違うんで、そのあたりはどう考えられるのか、お願いします。

○松並建設部次長

海に大変近いところにありますので、暴風でこういった被害を受けました。設計の過程で、こういった工法ができるのかといったことを、設計会社に十分依頼

したいと考えています。

以上です。

○田邊委員

現存した形は変えずに、中の構造を変えるような形で、今後台風でも耐えられるような形をとっていただきたいとお願いしておきます。

どうせやるなら、今回の飛んだ原因については、当局でどこが弱かった部分か、そのあたりもよく確認して、今後に活かしてください。

○仲山委員

ここまで話が出てしまいましたので、お尋ねしたいんですけども、もともとこの灯籠の灯籠台は元あったものを復元したという理解でいいんですか。

○松並建設部次長

手元の資料によりますと、元禄の時代にあった灯籠台といったものを、復元ということで、平成3年に建造したものでございます。

以上でございます。

○仲山委員

ということは、先ほど言われた最古というのは、元あったとき、あるいは最初に造られたときが、早い時期だったという意味ですか。

○松並建設部次長

さようでございます。

以上でございます。

○仲山委員

ということは、今、一部壊れていますけれども、今建っているものを造るときの内容といたしますか、建物の設計は、元あった灯籠台の資料があったわけではない状態で建てたという理解でいいですか。

○松並建設部次長

申し訳ありません。そのあたりにつきましては、把握できておりません。

以上でございます。

○仲山委員

平成3年であれば、造るときに、それなりの設計はなされて造られていると考えられるわけですが、設計図なしで、傷んだだけで造ったとかいうことなのか、元造ったときの設計図があるならば、今回設計する必要があるのかどうか、そのあたりが疑問となるんですけれども、どうでしょうか。

○松並建設部次長

残念ながら、当時の設計図面はありませんでした。
以上でございます。

○仲山委員

そういうことで、今回の設計費用が発生したという理解でよろしいですか。

○松並建設部次長

当時の図面がございませんでしたし、今後、国庫補助金を受けるために、災害査定を受ける予定としておりますので、査定の準備に必要となることから、設計業務を委託したいと考えているところでございます。
以上でございます。

○仲山委員

もう一度確認ですけれども、これは復元はしているものの史跡文化財等、そういう文化財的な位置づけはないものと考えてよろしいでしょうか。

○松並建設部次長

文化財ではないものと認識をしております。
以上でございます。

○仲山委員

であれば、それはできるだけ、姿だけでも参考になるところを、参考にして造られたんだと考えられますので、今回、これで一度しっかり設計をして造れば、今後傷んでも、その設計図を基に、修復していけるということになると思いますので、しっかりと設計をしていただければと思います。

○早稲田委員

すみません。最後に1点だけ確認ですけど、今の室積の台風のことで、2mのかけらが飛んだというお話ですけど、民家とか、近隣の方々に被害はなかったということで、よかったですかね。

○松並建設部次長

吹き飛ばされた外壁は、公園内にとどまっておりましたので、幸いにしてその他の被害はございませんでした。

以上でございます。

○早稲田委員

それを聞いて安心しました。そういう被害がないように、よろしく願いいたします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」